

第372号

2020年
3月25日

月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
MMビルII 402
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
郵便振替 00150-7-355202
ホームページ http://genpatu.com/index.html
メール=genpatu-c@bizimo.jp

原発避難者訴訟 仙台高裁判決

ふるさと喪失 独立して認める 市民団体申し入れ無視を批判

福島第一原発事故で避難指示が出された福島県浜通りの檜葉町、浪江町、大熊町、双葉町、富岡町などの住民二百十六人が東電に約十八億六千万円損害賠償を求めた福島原発避難者訴訟(早川篤雄原告団長)の控訴審判決が三月十一日、仙台高裁(小林久起裁判長)であった。

判決は一審・福島地裁いわき支部判決を約一億五千万円上積みし総額約七億三千万円の支払いを命じた。東電に対し津波対策の工事を「先送りしてきた」と



「ふるさと喪失損害を認定」「勝訴・原判決を克服」「東電の悪質性を認定」を報告する弁護団と原告団(左端は早川篤雄団長)

断罪した。一連の集団訴訟では高裁判決は初めてである。

一審福島地裁いわき支部判決(一八年三月)は、住み慣れた土地での暮らしや人間関係などを奪われた「ふるさと喪失」の慰謝料を他の慰謝料と合算して算出していたが、今回はふるさと喪失の慰謝料を独立して認めた。原告は立ち入り制限の避難指示区域などの住民が多く、早期結論を得るため、国を被告にしている。

判決は、東電に対し、二〇〇二年七月に国の地震調査研究本部によって公表された地震予測「長期評価」の信頼性が認められるとした上で、津波試算がなされた〇八年四月ころには、試算程度の津波が到来し、浸水により原子炉の安全にかかわる機器系が機能を喪失する可能性を

認識していたと認定した。

合わせて判決は、早川篤雄原告団長が代表を務める市民団体からも繰り返し津波に対する抜本対策を求める申し入れがなされてきているにもかかわらず、具体的な対策工事の計画または実施を先送りしてきたことを指摘。「これを被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算入に当たつての重要な考慮事情とされるべきものである」との判断を示した。市民団体の声を聞くべきだという、これまでの裁判ではない言及があった。(判決要旨二面参照)

十六日、福島地裁で福島原発生業訴訟があり、伊東達也原告団長の本人尋問が行われたが、今回高裁判決は裁判の雰囲気が大きく変えている。福島原発集団訴訟は全国で約二十件あるが、その影響が大きいと見られる。

【お知らせ】「全国交流集会」は七月十八、十九日に延期となりました。

- 判決要旨の市民団体は「原住連」(二面)
- 関電原発マネー還流事件 第三者委の調査報告から(三面)
- 川内1号機運転停止 テロ対策遅れ 関電・四電も順次(四面)

警鐘

●仙台高裁判決があつた福島原発避難者訴訟の原告団長早川篤雄は「原住連」の代表委員である。

檜葉町の檀家百人余の宝鏡寺の住職である●原発事故時、障害者施設の人たちと奥さんとともに車でいわき市の伊東達也さん宅に避難。その後、長い避難生活と施設運営を全儀なくされた。「亡くなる人もいるし、坊さんが留守にしている訳にも行かない」と早川さんは一五年二月、単身で帰郷。施設の世話をしていた奥さんは九月に帰った●宝鏡寺は一三九五年(応永二年)開山。檜葉町の小高い山の上に六百二十五年の歴史を持つ浄土宗の古刹である。早川さんは三十代住職である。一五年九月の避難指示解除から帰った人は車が運転できる高齢者だけ。子育て世帯は戻っていない●今また「安全だから返れ」というのは安全神話の復活。早川さんは「復興という名の切り捨てだ」と批判。「この町は一度、消滅するが、百年たつてまた人が住み始めるかも。その人たちの人柱になる働きを」決意している。